

保育料の納付（口座振替日）について

保育料の納付についてお知らせします（認定こども園、小規模保育事業園に入所の保護者の方は、施設園へ直接ご確認ください）。

[保育料の納付（口座振替日）]

- ※ 口座振替をご利用ください。
- ※ 納期限は、毎月末日です。（金融機関休業日は翌日になります。）
納期限までに納付してください。
- ※ 口座振替の手続きが完了するまでは、納付書を保育所（園）からお渡しします。

（令和3年度）口座振替日（納入期限）

4月分	令和3年4月30日	8月分	令和3年8月31日	12月分	令和4年1月4日
5月分	令和3年5月31日	9月分	令和3年9月30日	1月分	令和4年1月31日
6月分	令和3年6月30日	10月分	令和3年11月1日	2月分	令和4年2月28日
7月分	令和3年8月2日	11月分	令和3年11月30日	3月分	令和4年3月31日

（取扱金融機関）

みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・池田泉州銀行・三井住友信託銀行・関西みらい銀行・みなと銀行・大阪信用金庫・北おおさか信用金庫・尼崎信用金庫・JA兵庫六甲

- ※ ゆうちょ銀行や郵便局では取扱いしていません。
- ※ 保育料の口座振替納付済のお知らせが必要な方はご連絡ください。

[保育料の納付が困難な場合]

保育料を滞納されますと督促手数料や延滞金が発生したり、滞納処分の対象となりますので、保育料は必ず納期限までにお納めください。

保育料の納付が困難な場合は、一定の手続きにより分割納付をすることができますので、こども入所支援担当までご相談ください。



<問い合わせ先>
こども入所支援担当
(TEL) 06-6489-6370
(FAX) 06-6489-6467